

## 1 事業系ごみの分け方・出し方

家庭で出るごみと、事業活動により出るごみは、例え同じごみであっても、分け方や出し方が異なります。

事業系のごみについては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、一部を除き市指定ごみ袋で出すことはできません。

### 事業者の範囲は？

主に農家、商店、製造業、サービス業など何らかの業を行っている個人もしくは団体を指し、それが営利であるか非営利であるか、また法人であるか否かを問いません。

### 事業系ごみとは？

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するごみ全てのことです。

例えば、農業で出た肥料の袋、店舗あてに来た郵便物の封筒や書類、事務で使った筆記具など、事業を行う上で消費され、ごみとなった全ての廃棄物を事業系ごみといいます。

## 2 廃棄物の種類

事業系ごみは、主に「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に分類されます。

### 事業系一般廃棄物

家庭系ごみで言うところの「燃やすごみ」に似たものが該当します。

例えば、紙、草、木、布、厨芥類などが代表的です。

出し方は、事業用燃やすごみ専用袋に入れ、彦根市清掃センターへ直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ運搬委託を行ってください。

**事業活動に伴って生じる廃棄物は、市での収集は少量のみ対応しています。**

事業系一般廃棄物を地域のごみステーションへ排出される場合は、ごみステーションを管理しておられる自治会等の了解を得た上で、事業用（燃やすごみ専用袋）に入れ「特別証紙」を貼っていただきます。

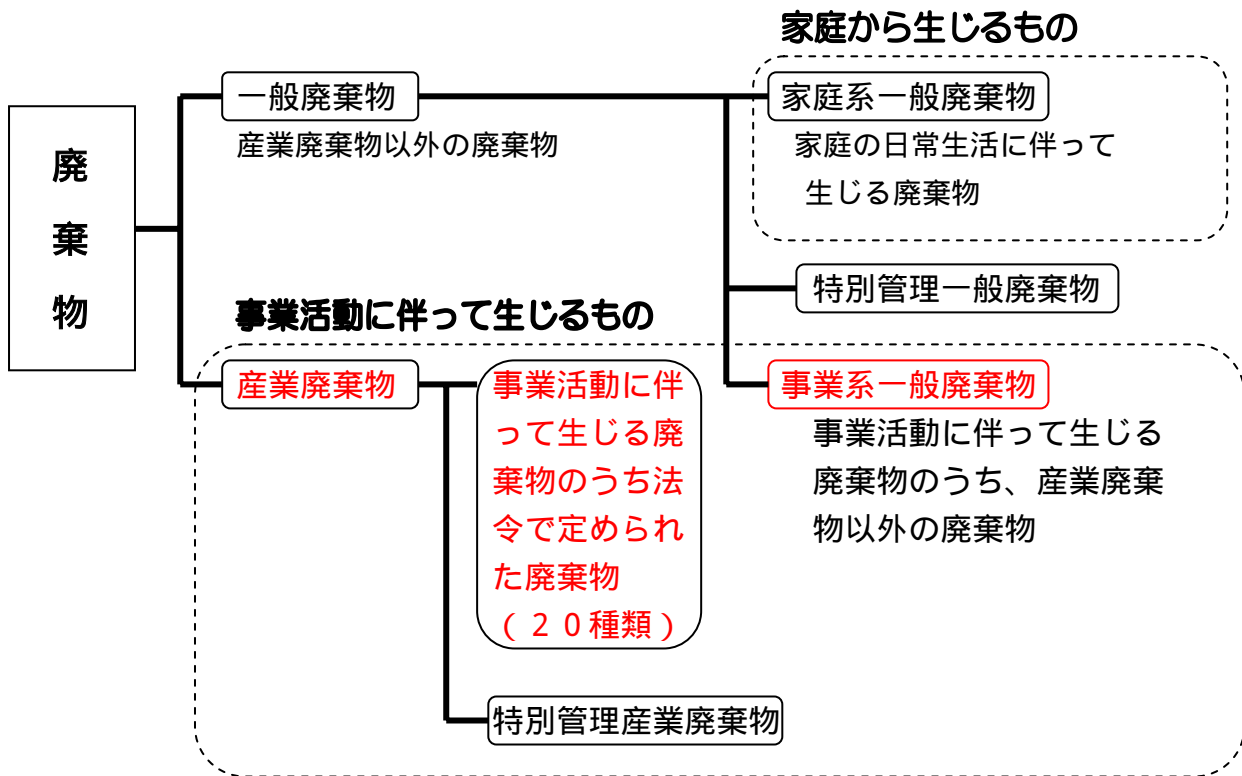
しかし、自治会等のごみステーションが容量不足等で了解が得られない場合は、直接自己搬入していただくか、彦根市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。

## 産業廃棄物

家庭系ごみで言うところの「粗大ごみ」、「埋立ごみ」に似たものが該当します。

例えば、金属、陶器、プラスチック、ガラス、それらの複合物（家電製品類など）およびパレットなどが代表的です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を次のように区分しています。  
（廃棄物処理法第2条）



事業活動とは、営利を目的とする活動だけでなく、病院・学校・官公庁など、公共サービス等の活動も含まれます。

## 産業廃棄物の種類と排出業種（廃棄物処理法第2条及び施行令第2条）

すべての業種において産業廃棄物となるもの

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック  
ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
鋳さい がれき類 ばいじん

特定の業種において産業廃棄物となるもの

### 【特定の業種】

紙くず 出版社・新聞業・建設業・製本業・印刷物加工業・パルプ製造業  
木くず 建設業・木材木製品製造業・輸入材木の卸売業など  
繊維くず 繊維工業・建設業など  
動植物性残さ 食料品製造業・医薬品製造業など

**動物系固形不要物** と畜場・食鳥処理場から排出の固形不要物  
**動物のふん尿** 畜産農業に係るもの  
**動物の死体** 畜産農業に係るもの

**産業廃棄物処理物** 産業廃棄物を処分するために処理したもの

### 3 事業者の責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係わる廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

#### 事業系廃棄物を減らして、リサイクルを推進すると

ごみを減らし、リサイクルを進めていくことは、ごみ問題の解決につながるのはもちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。事業所の一人ひとりみんなで協力して、ごみの減量とリサイクルに積極的に取り組んでいきましょう。

#### 企業のイメージアップ

会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、環境に配慮した企業としてイメージアップにつながります。また、地域社会とリサイクル活動における交流や協働などを行うことで、地域に貢献する企業としてイメージアップにつながります。

#### コストの節減・効率化

設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみ減量化と経費の節減・効率化を行えます。

#### 彦根市では

彦根市清掃センターでは、**受入基準に合致するように分別された**スチール缶、アルミ缶（飲料、食品が入って販売された缶）、ガラスびん（飲料、食品が入って販売されたびん）及びペットボトルを大切な**資源物**として無料で受入れています。

種 別	受入基準	受入施設
飲料・食品が入って販売された スチール缶・アルミ缶 ガラスびん	中身を残さないで、水洗いする	彦根市 清掃センター
飲料・食品などが入って販売された ペットボトル	キャップとラベルをはずし、中 身を残さないで、水洗いする	

#### 注意事項

ガラスびんは、色ごと（透明・青及び黒・茶）に分けて指定場所に下ろしてください（排出時に別けておくと簡単です）。

受入基準に合致しない空き缶、空きビン、ペットボトルは、金属くず、ガラスくず、廃プラスチックとして、産業廃棄物になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

また、同様にキャップ、フタ、ラベルも産業廃棄物になります。

## 4 廃棄物の分別方法

事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理を行わなければなりません。適正に処理を行うためには、排出時点での正しい分別が必要です。下記の表を参考に分別を徹底し、適正に処理してください。

なお、詳細は「ごみ分別豆辞典（事業者用）」を参考にしてください。

種 類	代表的な品物	注 意 点
事業系一般廃棄物 可燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の食べ残し</li> <li>・調理残さ</li> <li>・木（パレットを除く）</li> <li>・紙類</li> </ul>	<p>市ごみ処理施設へ直接搬入するか、一般廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。</p> <p>少量の場合は、事業用専用袋に入れ、特別証紙を貼り、ごみステーションへ排出することができます。この場合は、自治会等の了解が必要です。</p>
産業廃棄物 廃プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニール袋</li> <li>・発砲スチロール</li> <li>・緩衝材類</li> <li>・ペットボトル</li> </ul>	<p><b>産業廃棄物は市ごみ処理施設へ搬入することはできません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。</b></p>

金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハサミや刃物類</li> <li>・バインダーの金具</li> <li>・スプレー缶</li> <li>・あき缶</li> </ul>	
ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス</li> <li>・あきビン</li> <li>・茶碗等の陶磁器類</li> </ul>	

この表で示した分別は、あくまで例として挙げているものです。

### 彦根市清掃センターの受入基準

#### 可燃物のものに限る

- a) 可燃物で大きいもの(汚れたダンボール等)は全て60cm未満の大きさにしてから搬入すること
  - b) 樹木の剪定枝等は直径(太さ)5cm未満で長さ60cm未満にしてから搬入すること
  - c) ひも、糸屑などの長尺ものは、1m未満に切って搬入すること
- リサイクルできる紙類は、リサイクルするようにしてください。

木製家具等、可燃性素材の大型ごみは、粗大ごみとして、彦根市清掃センターへ搬入することができます。その場合は、搬入計画の協議が必要となります。(詳しくは彦根市清掃センター管理係 22-2734 へお問合せください。)

市処理施設へは産業廃棄物の搬入はできません。可燃物の中に産業廃棄物が混入することのないように分別を徹底し、適正に処理してください。

#### 事業用(燃やすごみ専用袋)

廃棄物の搬入時には、古紙類以外は、事業用(燃やすごみ専用袋)に入れて搬入してください。お近くのショッピングセンター等でお買い求めいただけます。

(1袋10枚入り45リットル、120円税別)

**事業用**  
燃やすごみ専用袋

(一般家庭では、使用できません)

Business only  
Burnables only  
Lixo Comercial  
Lixo Queimavel

彦根市

## 特別証紙

市が収集運搬及び処分するときは、右図の特別証紙が必要になります。事業用（燃やすごみ専用袋）に入れて10kgまでごとに1枚240円の特別証紙を見えやすいところに貼って自治会に了解を得たごみステーションへ出してください。



販売先は、彦根市役所生活環境課、清掃センター、稲枝支所、鳥居本出張所、高宮出張所、河瀬出張所、亀山出張所窓口にて販売しております。

特別証紙綴りは、1冊×10枚綴りが、2,400円

1冊×50枚綴りが、12,000円の2種類を販売しています。

## 直接搬入

彦根市清掃センターへ直接搬入される場合は、20kgまでごとに260円の料金がかかります。

## 委託搬入

彦根市一般廃棄物収集運搬許可業者において委託依頼される場合は、下記のいずれかの許可業者へお問い合わせください。

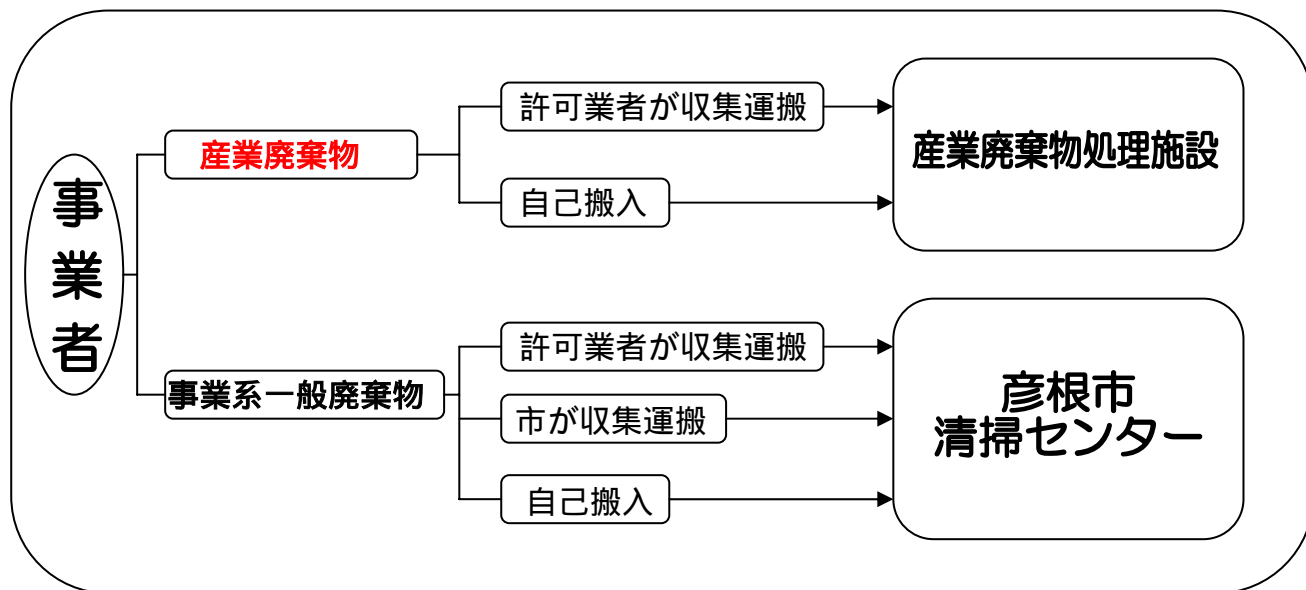
### 彦根市一般廃棄物収集運搬業許可業者

業者名	電話番号	業者名	電話番号
(有)平和産業	0749-26-7167	(有)キタセイ	0749-28-1400
喜多嘉和(株)	0749-23-8800	(有)光田産業	0749-26-1637
(株)コテラ	0749-22-0833	(有)杉本商事	0749-28-9206
(株)石田産業	0749-24-3386	真木産業	0749-28-1368
(株)美濃ラボ	0584-66-3657	愛知美装社彦根営業所	0749-28-0304
(有)木下カンセー	0749-24-7168	安田産業(株)彦根営業所	0749-22-5008
中部メディカル(有)	052-901-1310	近畿環境保全株式会社	0749-22-9302
湖北総合開発株式会社	0749-23-8330	(有)伊藤金属	0749-22-2922
清美 SAIGO	0749-25-3731	(株)エコプラン	0749-63-9200
内田商店	0749-25-1967	(有)マサル	0749-21-0689
(株)成功産業	0749-26-6216	(有)北口産業	0748-22-3399
クリーンワーク	0749-22-6009	(株)大栄工業	0749-26-6175
ビューティ・サポート(株)	0749-22-4450	(株)エコライン	0749-52-5227
(有)伊藤商店	077-543-7172	B・B・Japan	0749-28-4420

## 5 廃棄物の流れ

事業活動に伴って生じる廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。

廃棄物は、次のような流れで処理されます。



【市ごみ処理施設で受入れできないもの】

### 産業廃棄物

市ごみ処理施設は一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物を搬入することはできません。事業所から生じる廃プラスチック類は量に関係なく産業廃棄物に該当します。分別を徹底し、産業廃棄物として処理してください。

産業廃棄物に関しては、滋賀県湖東環境・総合事務所 環境課 TEL0749-27-2255 までお問い合わせください。